

○北上市児童生徒就学援助費支給規則

平成26年 3 月 31日

規則第10号

改正 平成27年 2 月 27日規則第 2 号
平成28年 3 月 31日規則第22号
平成29年 3 月 7 日規則第 1 号
平成29年 5 月 26日規則第25号
平成29年10月25日規則第29号
平成30年11月28日規則第28号
令和元年 6 月 13日規則第 2 号
令和 2 年 1 月 15日規則第 1 号
令和 2 年 5 月 28日規則第33号
令和 4 年 5 月 25日規則第19号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育基本法（平成18年法律第120号）第 4 条第 3 項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童生徒」という。）又は就学予定者の保護者に対する就学援助費（以下「援助費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29規則29・一部改正)

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている者
- (2) 準要保護者 世帯の収入の総額を、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準告示」という。）に規定する基準のうち、次の基準により算定した基準額の合計額で除した数が100分の140未満である者で、前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めるもの
 - ア 生活扶助基準（居宅に係る基準生活費（期末一時扶助を除く。）に母子加算及び児童養育加算を加えた額）

イ 教育扶助基準

ウ 住宅扶助基準

(平29規則1・平29規則29・一部改正)

(援助費等)

第3条 援助費は、別表第1の左欄に掲げる支給対象者の区分に応じ、同表右欄に定める援助費を支給するものとする。

2 援助費の対象経費、支給額及び支給時期は別表第2のとおりとする。

3 援助費のうち学校給食費については、学校給食そのものの提供をもって援助費の支給に代えるものとする。

4 支給対象者が、別表第2の援助費に相当する費用の支給を他の市町村から受ける場合は、当該費用に相当する援助費は支給しない。

(令2規則1・一部改正)

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、就学援助費申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。ただし、要保護者は、この限りでない。

(1) 世帯の収入状況が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により就学している児童生徒の保護者が申請するときは、当該児童生徒が在籍する学校の校長の意見を付して、申請しなければならない。

3 小学校の就学予定者の保護者は、就学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとするときは、市長が定める期日までに申請しなければならない。この場合において、当該就学予定者以外の児童生徒に係る準要保護者として現に認定を受けているときは、第1項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(平29規則29・一部改正)

(認定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査及び内容の審査を行い、支給対象者として認定するときは、就学援助費認定通知書(様式第2号)により、認定しないときは、就学援助費不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するとともに、当該結果について、就学援助費認定結果通知書(様式第4号)又は就学援助費不認定結果通知書(様式第5号)により児童生徒が在籍する学校又

は就学予定者が就学する学校の校長（以下「校長」という。）に通知するものとする。

（平29規則29・一部改正）

（支給対象期間）

第6条 援助費の支給対象期間は、援助費の支給を受けようとする年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、年度の途中から認定を受ける場合は、認定を受けた日から当該年度の3月31日までとする。

（支給方法）

第7条 援助費の支給は、市が指定する金融機関で、支給対象者として認定を受けた者（以下「受給者」という。）が指定する口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、受給者が援助費の受領を校長に委任したときは、当該校長に支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、援助費のうち医療費については、医療機関からの請求により、当該医療機関に直接支払うものとする。

（対象経費外使途の禁止）

第8条 受給者は、援助費を別表第2の対象経費以外の費用の使途に充ててはならない。

（変更等の届出）

第9条 受給者は、申請した内容に変更が生じたとき又は支給を辞退するときは、校長を経由して市長に届け出なければならない。ただし、住所又は就学する学校の異動により支給対象者に該当しなくなった場合は、この限りでない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- （1） 第3条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、援助の必要がないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、就学援助費認定取消通知書（様式第6号）により、当該受給者に通知するとともに、校長に通知するものとする。

（返還）

第11条 市長は、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条及び第5条の規定による申請及び認定の手続は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

3 平成26年4月1日から平成29年3月31日までにおける第2条第2号の基準額は、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第174号)による改正前の基準告示の基準額とする。

(平27規則2・平28規則22・一部改正)

4 平成30年10月1日から平成35年3月31日までにおける第2条第2号の基準額は、基準告示又は生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第317号)による改正前の基準告示の基準額の、いずれか高い基準額とする。

(平30規則28・追加)

附 則(平成27年規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則（令和元年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北上市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

（平29規則29・令元規則2・一部改正）

支給対象者		援助費
要 保 護 者	市内に住所を有し、北上市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者	修学旅行費及び医療費
	市内に住所を有し、北上市立以外の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者	修学旅行費
	市外に住所を有し、北上市立の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者	医療費
準 要 保 護 者	市内に住所を有し、北上市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒又は就学予定者の保護者	新入学児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、体育実技用具費、学校給食費、校外活動費、クラブ活動費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、修学旅行費及び医療費
	市内に住所を有し、北上市立以外の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者	新入学児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、体育実技用具費、校外活動費、クラブ活動

児童生徒の保護者	費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等及び修学旅行費
市外に住所を有し、北上市立の小 学校又は中学校に在籍する児童生 徒の保護者	学校給食費及び医療費

備考

- 1 小学校の就学予定者の保護者の援助費は、新入学児童生徒学用品費に限るものとする。
- 2 就学前に新入学児童生徒学用品費の支給を受けた保護者には、就学後において新入学児童生徒学用品費を重複して支給しないものとする。ただし、支給を受けた後に就学年度において適用される新入学児童生徒学用品費の支給額が改定された場合は、引き続き支給対象者として認定されている場合に限り、改定後の支給額から既に支給を受けた額を除いた額を支給する。

別表第2（第3条関係）

（平28規則22・平29規則25・平29規則29・令元規則2・令2規則1・令2規則33・令4規則19・一部改正）

援助費	対象経費	支給額（年額）	支給時期
新入学児童生徒 学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	(1)小学校 54,060円 (2)中学校 60,000円	入学前又は1学期末
学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費	(1)小学校 11,630円 (2)中学校 22,730円	各学期末
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費	2,270円	各学期末
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式等、スキーにあつてはスキー	次の額を上限とする経費の全額 (1)柔道 7,650円 (2)剣道 52,900円 (3)スキー 26,500円	各学期末

	板等) で、校長が指定する用具の購入費		
学校給食費	北上市学校給食費条例(令和元年北上市条例第12号)第2条第1号に規定する学校給食費	北上市学校給食費規則(令和元年北上市規則第15号)第4条第1項に規定する学校給食費の額	随時
校外活動費	児童生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	次の額を上限とする経費の全額 (1) 宿泊を伴うもの ア 小学校 3,690円 イ 中学校 6,210円 (2) 宿泊を伴わないもの ア 小学校 1,600円 イ 中学校 2,310円	実施後の学期末
クラブ活動費	クラブ活動(課外の部活動を含む。)の実施に充てられる経費のうち、児童生徒の全員が一律に負担する経費	次の額を上限とする経費の全額 (1) 小学校 2,760円 (2) 中学校 30,150円	各学期末
児童生徒会費	児童会費又は生徒会費として一律に負担する経費	次の額を上限とする経費の全額 (1) 小学校 4,650円 (2) 中学校 5,550円	各学期末
PTA会費	学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担する経費	次の額を上限とする経費の全額 (1) 小学校 3,450円 (2) 中学校 4,260円	各学期末
卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費	次の額を上限とする経費の全額 (1) 小学校 11,000円 (2) 中学校 8,800円	3学期末
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加	経費の全額	実施後の

	<p>するために直接必要な交通費、宿泊料、見学科等均一に負担する経費</p>		<p>学期末</p>
<p>医療費</p>	<p>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条に規定する疾病の治療のための医療費</p>	<p>経費の全額（社会保険等の給付を受けている場合は、当該給付額を控除した額）</p>	<p>請求時</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 住所
氏名

印

就学援助費申請書

年度の就学援助費を受給したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。
記

1 就学援助を受けたい理由

2 家庭の状況

児童生徒氏名	続柄	生年月日	年齢	学校名及び学年	摘要
その他の世帯員	続柄	生年月日	年齢	勤務先	年金の有無
	本人				有・無

3 住宅の状況

4 児童扶養手当の受給

5 生活費、養育費等の援助の状況

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

北上市長



就学援助費認定通知書

年 月 日付けで申請のあった就学援助費について、内容を審査した結果、次のとおり認定しましたので、北上市児童生徒就学援助費支給規則第5条の規定により通知します。

学校名	学年	児童生徒氏名	要保護・準要保護の区分	認定日

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

北上市長



就学援助費不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった就学援助費について、内容を審査した結果、次のとおり認定しませんので、北上市児童生徒就学援助費支給規則第5条の規定により通知します。

学校名	学年	児童生徒氏名	不認定理由

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

校長 様

北上市長



就学援助費認定結果通知書

就学援助費の申請について、内容を審査した結果、次のとおり認定しましたので、北上市児童生徒就学援助費支給規則第5条の規定により通知します。

要保護・準要保護の区分	認定日	学年	児童生徒氏名	保護者氏名

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

校長 様

北上市長



就学援助費不認定結果通知書

就学援助費の申請について、内容を審査した結果、次のとおり認定しませんので、北上市児童生徒就学援助費支給規則第 5 条の規定により通知します。

学年	児童生徒氏名	保護者名	不認定理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様

北上市長



就学援助費認定取消通知書

このことについて、次のとおり認定を取り消しますので、北上市児童生徒就学援助費支給規則第10条の規定により通知します。

児童生徒氏名	認定取消日	取消理由

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(平29規則29・一部改正)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)